

遠心機クリアランス処理概念検討

仕様書

1. 件名
遠心機クリアランス処理概念検討
2. 目的及び概要
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下原子力機構という。）が保有する DOP-2 遠心機（以下遠心機という。）におけるクリアランス処理概念検討を実施する。
3. 納期
令和9年2月26日
4. 提出書類
表1に示した書類を提出すること。

表1 提出書類

図書名	様式	提出時期	提出方法	部数	確認	備考
実施計画書	受注者	契約後、速やかに	紙	1部	要	
情報管理要領書	受注者	契約後、速やかに	紙	1部	要	
委任又は下請負等の承認について	機構	下請業者使用前	紙	1部	—	下請けがある場合
中間報告書	受注者	適宜	電子	1部	—	
報告書	受注者	納期まで	紙	3部	—	
報告書の電子データ	受注者	納期まで	電子	1部	—	
打合せ議事録	受注者	打合せ後、速やかに	電子	1部	要	

5. 検収条件
9.項「作業内容」に示す作業内容の完了、4.項「提出書類」の完納並びに、機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務完了とする。
6. 検査員
一般検査 管財担当課長
7. 支給品
特になし。
8. 貸与品
相互の協議により決定したものを無償で貸与する。ただし、受注者は、貸与期間中適切な管理を行い、受注者の責任による損傷及び紛失を生じた場合は、これらを弁償するものとする。

9. 作業内容

9.1. 前提条件の整理

- ・ 遠心機解体後のクリアランス処理工法を検討するための除染、及び、クリアランス処理／検認方針・制約・要望の抽出
- ・ クリアランス対象物の検討

9.2. 除染工法の検討

- ・ 除染工法の調査
汎用除染工法の整理
レーザー除染の適用可否検討
- ・ 除染工法の得失評価/選定
二次廃棄物量・費用評価
- ・ 除染フロー、実施場所、動線の検討

9.3. 課題と対策の検討

検討で明らかとなった課題を抽出と対策の立案

10. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

11. 機密保持

受注者は、本業務の実施に当たり、知り得た情報を厳重に管理し、本業務遂行以外の目的で、受注者、下請会社等の作業員を除く第三者への開示又は提供を行ってはならない。このため、機密保持を確実にできる具体的な情報管理要領書を作成・提出し、これを厳格に遵守すること。

12. 契約不適合責任

本契約において不適合が発生した場合は、必要により原子力機構の不適合管理にて処理を行う。

13. 疑義

本仕様書に記載された事項等について、疑義が生じた場合は原子力機構担当者に報告し、協議の上、その指示に従うこと。

14. 品質保証

受注者は本件の一部を外注する場合、品質に関する要求事項を外注先まで適用させること。受注者は第9項に示す作業内容に関し、技術的能力を有する専門員に従事させること。受注者は本件の履行において不適合（計画外）事象が発生した場合、又は発生が予見された場合は応急処置を施すものとする。また、機構作業担当者に不適合の是正方法、未然防止方法等を報告すること。

受注者は機構から技術情報や産業財産権等が提供された場合、本件を履行する目的以外に

は使わないものとする。また、機構で知り得た情報は機構の許可なく第三者に開示しないこと。

15. 特記事項

受注者は、本調査を進めるにあたっては、調査結果の進捗状況に合わせて、委託者及び受託者とで、意見交換および検討の機会を設けること。

受注者は、本調査を進めるにあたって一部を外注（委任又は下請等）する場合、事前に原子力機構担当者に報告するとともに、5.項で定める図書「委任又は下請負等の承認について」を提出し、確認を受けること。なお、本仕様に定める要求事項等は、外注先まで適用するものとする。

-以上-